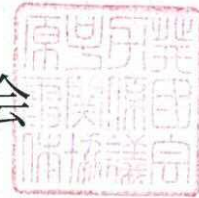


令和2年11月9日

「原子力発電施設等立地地域の振興に 関する特別措置法」に関する要請書

原子力発電関係団体協議会



会 長	鹿児島県知事	塩 田	康 一
副会長	島根県知事	丸 山	達 也
	北海道知事	鈴 木	直 道
	青森県知事	三 村	申 吾
	宮城県知事	村 井	嘉 浩
	福島県知事	内 堀	雅 雄
	茨城県知事	大井川	和 彦
	新潟県知事	花 角	英 世
	石川県知事	谷 本	正 憲
	福井県知事	杉 本	達 治
	山口県知事	村 岡	嗣 政
	愛媛県知事	中 村	時 広
	佐賀県知事	山 口	祥 義

これまで、この法律で立地地域に指定された自治体は、周辺地域の振興を図るため、振興計画の事業の推進に取り組んできたところであるが、厳しい財政状況等から、法定期限内の事業完了は困難な状況である。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電施設自体の安全対策に加え、原子力災害を想定した広域避難などの防災対策を推進することが重要となっており、安全安心な生活環境の整備が強く求められていることから、今後も引き続き、この法律の特別措置を活用して、避難や物資輸送等のための道路整備などの事業の進捗を図る必要がある。

平成30年7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」において、原子力発電は「安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置付けられている。また、東京電力福島第一原子力発電所事故後の全国の立地自治体等が抱える様々な不安の払拭や、原子力発電所の稼働停止、廃炉等に伴う地域経済への影響の緩和といった課題に対しては、「立地地域に対する産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用などにより取組を進め、課題解決を図ることとする」とされている。

これらのことから、当協議会として、国に原子力発電施設等に対する万全の安全対策を求めるとともに、原子力発電施設等の周辺地域に対する支援措置が後退することがないように、次の事項について、改めて強く要請する。

- 1 現行法が失効する令和3年度以降の法の延長について措置すること
- 2 対象事業の拡充や補助率の更なる嵩上げなど、特別措置の充実・強化を図ること